


178

大阪瓦斯論全

81658



大阪瓦斯論

辨護士 善積順藏述

目下大阪市の一大問題たる、大阪市對、大阪瓦斯株式會社報償説及市有論は、非常の紛糾を來し、双方の議論太
 た盛んなれど、其所論、概ね散漫にして、現行法令の關係
 上より之れを見れば、未だ正當の解決を與へしものと
 云ふを得ず、加之本論を代表する、東西の大關とも目せ
 らるゝ、大阪朝日、全毎日兩新聞の如きすら、其所論往々
 枝葉に流れ、徒らに事態をして、無益の紛擾に陥らしむ
 るものゝ如し、殊に朝日新聞の煽動に附和雷同する、一



派の人々は、未だ此問題の真相をも、審査研究せず、俄かに起つて、陳情書、又は決議案などを、市長に致し、一時の人氣に投ぜんとするものあり、甚だしきは、公職にある議員を恐迫し、強ひて市有論に賛成せしめんとする者あるに至る、法治國大都府の自治民としては、余りに輕卒なる態度にあらずや、故に余は、國家統一主義を有する、法治國の一市民として、試に此問題を法令上、及財政上より解釋し、識者の教を乞はんと欲す

元來火と、水と、交通機關の三者は、社會公衆の利害に、直接の關係を有する事業なれば、箇人主義の權化とも云ふべき、英米兩國に於てすら、是等の事業を、小數資本家

の私營として、利益を壟斷せしむるは、社會に大害ありと認め、公有主義を實行しつゝある狀況なれば、まして箇人主義は、既に十九世紀の遺骸として、葬り去られ、國家社會主義の年と共に成長しつゝある、今日に在りては、瓦斯の如き、獨占的性質の事業は、之れを公有の經營に歸せざるべからざること、論なき處なり、余も亦社會主義の一端を解するものにして、大阪市の公益を希望するに至つては、敢て人後に落ちずと自信する者なれば、理想としては、報償説、又は市有論に同意なること勿論なり、然れども、大阪瓦斯論は、理想の問題にあらずして、實際問題なり、故に此問題を解決せんと欲せば、現

行法令の上より觀察して、正當の結論に到達せざるべからず、大阪瓦斯會社は明治廿九年六月法律上相當の手續に依りて設立し、既に市の一部に工事を施し、進んで市の全體に其事業を擴張せんとする場合にして、會社は國家の權能より來れる行政官廳の許可に因り營業上既得の權利を獲得したるものと云ふべし、此時に當つて、地方自治體が會社に反對し、自治機關の發動を以て、官廳の認可を無効に歸せしめんとするは、これ取りも直さず、自治體が國家の權能を干犯するものにして、國家の權能と自治體の權能とが衝突を生じたるものと云はざるべからず、果して然らば、本問題は、大阪

市對、大阪瓦斯會社のみの争に非ずして、國家と自治體の争なり、これ余が本件は、理想上の議論にあらずして、行政問題として、解決せざるべからずと云ふ所以なり、然るに報償論者は、既得權ある會社に對し、突如として報償論を提起し、會社若しこれに應ぜずんば、市自ら事業を經營せんと主張し、其論據とする處は、一も現行法令上の根據あるにあらず、只、壯言高論、快を一時に取らんとするに過ぎざるなり、譬へば專制政治の下に在つて、代議政體を説き、壓制政府に對し、人民の自由を主張するが如し、人民の多數は、必ず論者に歐歌せん、然れども是れ一の理想に過ぎずして、其説直ちに、代議政治と

成り、又人民の自由と成るに非ず、其理想を實行せんとせば、憲法を制定し、政體を革め、一般法律をも改正せざるべからず、報償及市有論者は、恰も右の民權論者の如きものにして、我が明治十貳三年頃に、立憲政體論や、人權の説を主張したる有志家が、人民より非常の喝采を博したると、同趣の有様なり

殊に論者は、市の公利益と云へる、好辭を標榜とし、然かも識者の理想とする、社會主義を旗印として、打て出でたれば、大に人氣を引立て、加ふるにお味方新聞では、市長派を目して、正義派と爲し、會社派を指して、邪黨と誓り、頻りに煽動しければ、彌次馬のお祭連中は、夢中に

なりて、御輿を擔き廻り、瓦斯會社を毆き潰して、満足せんとするに至る、嗚呼立憲法治の國民として、日本大都會の自治民として、果して斯の如きか、余は痛嘆にたへざるなり

市有、非市有、報償、非報償、何れにしても、市民は慎重なる研究を要すべき問題なれば、反對論者に向つて、直ちに私慾、橫暴、邪黨杯の悪文字を弄して、これを攻撃するは、笑止千萬なる、狂説と云はざるべからず、人各々主張あり、堂々議論を戦はして、正實に其問題を解決せざるべからず、朝日一派の論ずる處は前にも云へる如く、一の理想、一の立法論としては、兎も角、既設瓦斯會社に對す

る、實際問題に對しては、到底實行すべからざる、空論と信ず、故に試に其理由を論証して、市民諸君の参考に供せん

第壹 現行法令の上すり、權利問題として、考究せんとする要点

一 道路は官有地にして、之れが處分權は、行政官廳の權能に屬す

二 故に公道を使用せんとする者は、市町村の自治體と雖ども、一私人と同じく、官廳の許可を請はざるべからず

三 明治三十三年勅令第貳百七十五號、官有財産管理

規則、第十二條は、市長派の論ずるが如き、法意にあらず

四 明治廿四年内務省訓令、第四六貳號は、處分權の行政委任に過ぎずして、市町村に所有權、又は絶体的處分權を、附與せしものに非ず

五 下級自治體に對する、上級監督廳としての府縣知事と、中央政府の行政委任に於ける府縣知事とは、全く別箇の權能なること

六 市制第八十四條、府縣制第九十九條は、何れも其所有の營造物、又は公共の用に供したる、財産の使用に關する規定にして、市の所有に非ざる、公道の使

十
用に對し、報償を要求し得べき權利を定めたるものに非ず

七故に市は市制第八十四條に依り、會社に對して使用料を課するを得ず、從ふて知事の認可したる道路橋梁の使用に付き、市の權能を以て、これを左右するを得ざるは、勿論なり

八結論、現今の法令に於ては、市は會社に對し、法律上の權利として、報償を要求する能はず

(一)道路は明治七年十一月、太政官第一百二十號布告、地名稱區別に於て、官有地第三種に編入し、公道は國家の所有なる事を確定したり、從て其處分權は、明治八年第

七十三號達、全二十三年勅令第二七六號官有地取扱規則、全年勅令第三百三五號、官有地特處分規則、全二十四年內務省訓令第四六三號、社寺官有地使用手續、二十三年勅令第貳七五號、官有財産管理規則、全年法律第七一號、軌道條例等を以て主管大臣の取扱ふべきを原則とし、或場合に於て、其處分權を府縣知事に委任しあるものとす

(二)故に我國の道路制に於ては、地方自治体と、私人とを問はず、これを使用せんとするものは、總て官廳の許可を請ざるべからず、明治二十三年、法律第九號、水道條例は、其第二條に規定する如く、市町村其公費を以てす

るに非れば、之を布設する事を得ざるものにて、水道は純然たる、法定の市町村獨占事業なれども、尙其

第七條水管を官有地又は公道の地下に、布設せんとするときは、當該官廳の許可を受くべし。

と定めたり、されば市が自ら瓦斯事業等を營なむ爲め、道路を使用せんとする場合には、瓦斯會社が之れを使用せんとする場合と等しく、官廳の許可を請ふべきものにして、反對論者が道路の處分權は、市の有する處なれば、瓦斯會社にして、市の要求に應ぜざれば、市は道路の使用を拒むべし、果して然る時は、會社は自然自滅するの外なしと、放言するは、毫も法令上根據なき議論なり。

り

(三) 又反對論者は、明治三十三年勅令、第貳七五號官有財産管理規則、第十二條を援引し、市町村公共の道路公園等の用に供する爲め、官有の土地森林を必要とする時は、主管大臣に於て之れを其府縣市町村に、讓與する事を得とあれば、大阪市が瓦斯事業の爲め、必要なる道路は、政府よりこれを譲り受くる事を得るに依り、會社が之れを使用せんとせば、其處分權を有する、府縣若くは市町村に出願し、之れが許可を受けざるべからず、その其許可を得るに付、府縣市町村の指定する、報償の義務に服せざるべからずと、主張すれど、全勅令は

第十二條、府縣郡市町村公共の道路、公園、市場、河川、並木敷、堤塘、溝渠等の用は、供する爲め、官有の土地、森林を必要とするときは、主管大臣に於て、これを府縣郡市町村に讓與する事を得

とある明文の如く、譬へば、市が道路、公園等を新開する爲め、官有の土地、森林を必要とする時は、これをその市に讓與すると云ふ意であつて、公有の道路そのものの所有權を讓與すと云ふが如き規定に非ず、尙全第十三條に

府縣郡市町村に於て、新に道路、公園、市場、河川、並木敷、堤塘、溝渠等を開設せし爲めに、不用に歸したる官有の舊

同種の土地は、内務大臣に於て、其府縣郡市町村に、讓與する事を得

と規定したるに依れば、公衆の通路たる、道路の所有權を、讓與するに非ざること、益々明白なり、加之全勅令は公道使用の事には、關係なし何となれば、同勅令

第三條、官有財産の賣拂、讓與、交換、及貸付は特別の規定あるものを除くの外、總て此規則に依るべしと限定したればなり

(四)右の理由なれば、反對論者が、明治廿四年、内務省訓令第四六貳號は、右勅令第貳七五號、第十二條に基き、發せられたるものなりと云ふは、牽強附會の説にして、採る

に足らず、抑も全訓令は、第一に述べたる政府の権能たる、處分權の一部を、府縣郡市町村に、委任したるものにて、論者の云ふごとく、絶體の權利にあらず、殊に市町村の處分に係るものは、府縣廳の認可を請はしむべしとは、全訓令の但書に明かなれば、市町村が道路使用を拒まんとするも、監督官廳が、之れを認可せざる時は、何の効力をも生ぜざるものとす

(五) 本件の問題たる、瓦斯會社は、明治廿九年六月、大坂市に瓦斯を供給する目的を以て、農商務大臣より、其發起認可を受け、更に大坂府知事に對し、大坂市街全體に亘りて、道路使用のことを出願し、知事は、内務大臣へ稟議

の上、瓦斯管布設の認可を與へ、會社は着々事業を進め、大坂府知事指令第一項

但し、工事施行に關しては、市と協議すべしとあるに基き、大坂市の承諾を得て、松島の一部に瓦斯管を布設し、又米人と謀りて新株を募集し、將に全市に及ぼんとするに際し、突如市長の報償説、及市營論に逢着し、目下の紛擾を來すに至りしなり、而してその決勝点とも云ふべき要點は

大坂府知事が、瓦斯會社に認許したる、道路使用權に對し、市は市の爲めに必要な場合、に於ては、使用權を取上げ、又は制限することを得と云ふ、市制第八十

六條を適用して會社の既得權を左右し得べきや否やに存するものゝ如し

此点に付ては、(三)(四)に説明せし如く、市は固より公道使用に就て、許否の權能を有せざるのみならず、市制第八十六條は全第八十四條市有の土地の使用を許したるより來る結果なれば、市の所有にあらざる公道使用に付、行政權の發動より來れる、大阪府知事の認許を左右し能はざるは、心然の事に屬す

又反對論者は、大阪府知事指令第一項「市に協議すべし」とあるを根據とし、市が自ら瓦斯事業を營まんと欲するに於ては、瓦斯會社は、未來永劫道路の使用權に付き

大阪市の承認を得べからざる云ふも、市と協議云々は工事の仕様に關する協議にして、道路使用の協議に非ず、何となれば、使用許否の權能なき市に對し、使用の承諾を協議すべき筋合なければなり、右協議と云へるは瓦斯會社が、松嶋一部に、瓦斯管を布設したる時、市長の許諾を得、又電燈會社が電柱建設に付、市と協議し來りし手續の如く、單に工事の施行につき、鐵管を布設するに當り、道路の障害を豫防し、水道鐵管又は下水道の施設に有害ならざる様設計すべしと、云へるが如き事柄に過ぎず、故に瓦斯會社が、府知事の指令に基き、工事施行につき市に協議したる場合に當り、市が若し謂れな

き理由を以て之れを拒む時は、監督官廳の許可を経て
 工事を進行することを得なければ、會社は、決して困難
 に陥ることなく、市こそ却つて未來永劫、拭ひ去るべか
 らざる、不面目を見るに至るべし、何となれば、明治廿九
 年府知事が、會社に對し道路使用の事を認可したるは
 行政上の權能にして、謂れなく此認可を取消すべから
 ず、然るに一歩たりとも上級行政權に立入る事を得ざ
 る市が、此認可を無効ならしむるが如き請求を、許可す
 べき謂れなければなり、故に市が會社と全一の事業を
 營むため、會社と相並んで、同一の道路を使用せんとす
 るの請求ならば、或は之を許可すべきも、會社に與へた

る認可は、これを取消し、市にのみ之れを許すが如き事
 は、到底望むべからず、何となれば、國家の行政權と、自治
 体に對する監督權が、衝突する場合に於ては、固より國
 家の權能を重んずべき筋合なればなり、若し國家の權
 能が、常に自治体の干犯に遇ふ時は、國の威信を失ふの
 みならず、法治國の根本たる國家統一主義の滅亡とな
 るべし、加之かゝる不法の主張を以て、市民と市會を、無
 益の混亂に陥らしむるは、自治制度の精神にも背戾す
 べし、反對論者たる者、少しく鑑みる處なくして可なら
 ん哉

(六)(七)市制第八十四條は、市が所有する土地物件を使用

せんとするものに對し、使用料、及一時加入金を徴收し得べき事を定めたるものなり、又府縣制第九十九條も同一にして、反對論者は全條の手數料と云へるは、即ち報償ありと論ずれども、全條には

府縣は營造物、若くは公共の用に供したる財産の使用に付、使用料を徴收し、又は特に一箇人の爲にする事務に付、手數料を徴收することを得

と明記し、市制第八十四條の使用料は、府縣制第九十九條の手數料とは、同一のものに非ず、且つ手數料とは、特に一箇人の爲めにする事務に對する報償にして、土地物件の使用料とは、全く別種のものたること、明白なれ

ば、論者が市制第八十四條の使用料、府縣制第九十九條の手數料は、共に同一の報償なれば、府又は市は會社に對し、權利として、報償を要求し得べしと云へるは、誤謬の甚だしきものと云はざるべからず、或は云ふ、市長の報償説なるものは、多くの報償論者の云ふが如きものに非ず、則ち強制的納付にあらずして、市が有する權利の讓渡を條件とし、契約の形式に依りて報償を得んと欲するなりと、果して然らば、市長は先づ會社に交渉し、双方の合意、いよく成立せざる場合に至り、始めて市有説を提出せざるべからず、然るに事茲に出でず、突如として、報償案を市參事會に提出し、又突如としてこれ

を撤回し、計らずも市民と自治体に、無益の紛糾を生ぜしむ、輕舉も亦甚だしからずや

(八) 結論、大阪市は、自治体なり、自治の民は法律を遵守せざるべからず、然かも法治國大都府の、自治体が、法律を無視して顧ず、而して法律上正當の主張を爲すものに向つて、邪黨呼はりを爲す、常識を有する者、果して斯の如きか、況んや堂々社會の耳目を以て自ら任ずる、新聞紙に於てをや、大阪市長の會社に對する報償説は、法律をも、上級官廳の監督權をも、行政の權能をも、無視するものなり、初めにも云ひし如く、一の理想としては可なり、又法律及許可の手續を改正したる曉に於て、今後起

らんとする、社會的獨占事業に對しては、此論大に可なり、然れども既得の權利ある、大阪瓦斯會社に對しては全く不可なり、獨り議論の不可なるのみならず、此上尙ほ誇張強行せば、その結局は取餅桶へ足を踏入れたることく、抜きも、差もならぬ、地位に陥るべし、大阪市民たるもの、かゝる不名譽に陥ざる中、圓滿なる終局を告ぐるの策なかるべからず

第二市營論の利害得失果して如何

(一) 市の財政を補助する爲め、市自ら覺利事業を企畫せんとする場合には、他に競争者なき、絶体的獨占事業ならざれば、確實なる利益を豫定するを得ず

(二)瓦斯事業は、既設電燈會社、及瓦斯會社と競争せざるべからざるが故、頗る危険なるを

(三)獨占事業たる大阪築港、及水道事業に於てすら、種々の弊害あることは、市民一般の認識する處ならずや

(四)築港公債の利子さへ支拂ふに困難なる大阪市が更に瓦斯事業の爲め、市公債を起さんとする場合監督官廳は、果してこれを許可すべきや

(五)假りにこれが許可を得るとするも、此募債に、容易く應ずる資本家あるや

(六)何事も障りなく經營する場合、大競争を生じたる

時、その損害の填補は如何

(七)結論

(一)社會主義の説、年々進み行きて、人類に毫も危険を與ふるの恐れなきこと、明白となるや、從來社會主義を蛇蝎視したる、歐米諸國に於ても、火と、水と、交通機關の如き、事業は獨占的公有主義を探り、少數資本家の飽くなき欲望を、排斥せんとするの傾きあれど、既に私立會社の手に於て其の事業を營みつゝある都市に在つては、都市が同一の事業を起し、孰れか一方の倒産を賭して競争的にこれを經營せんとするが如き、無謀の舉に出し例あるを聞かず、若し是非とも公有主義を探んとせ

ば、會社に交渉して、これを買収するを常とす、然らざれば、到底收利の望みなければなり、今市有論者の主張して、最も有力なる論據とする處は、大阪市の財政を補助する爲め、此有利の事業は、市自らこれを經營せざるべからずと云ふにあれども、これ他に競争者なき場合に於てこそ、正當の主張なれど、既に同事業を經營しつつある會社ある今日の大阪市に於ては、實行すべからざる空論と謂はざるべからず、何となれば、既設電燈會社及び瓦斯會社を買収して、眞の獨占事業となすにあらざれば、到底その收利を以て、市の財政を補助するの望みなきのみならず、却つて財政を紊亂するの恐れあればなり

ばなり

(二) 市有論者は道路は、市がその處分權を有するに因り市自ら瓦斯事業を經營せんとする時は、會社に對し、道路の使用を許さざるを以て、會社と相並んで同一の道路を使用し、競争するが如き場合は、想像すべからずと論ずれども、道路の使用を許否するは、政府の權能にして、市の有する權利にあらざるのことは、第一の所論に於て、明なれば、大阪市の自營せんをせば、既設會社と競争するの覺悟なかるべからず、これ頗る危険なる仕事に非ずや

(三) 大阪市の獨占事業たる、築港及び水道事業に於て、弊

害百出し、市民を苦しめつゝあることは、一般市民の認識する處にして、本年メートル案の、市會に提出せられたし時、市會の過半数は、從來の弊害に鑑み、コンミッションを以て、徒らに市當局者の懷中を肥すものなりとし、これを非決したるにあらずや、瓦斯事業の如きも、大阪朝報記者の報ずる處に依れば、鶴原氏が米人の株を見倒して、自らその社長とならんとする、魂膽より出でたる、權謀なりと云ふに非ずや、余は公明なる鶴原市長にかゝる術策あることを信するものに非ずと雖、従來官業の弊害ありて、一般の官吏に腐敗を生ずる事は、その例に乏しからず、市民たるもの、警戒する所なく

して可ならんや
 (四) 又大阪市は築港公債の利子を支拂ふことさへ、甚だ困難なる場合ならずや、この時に當つて、收利の望みなき、瓦斯事業の爲め、市公債を起さんとするも、内務大藏兩大臣は、果してこれを許可すべきや、萬一にも不許可の曉に於て、市有論者は、何の面目あつて、市民に見ゆるか、然るに市會議員の或人は、政府が之れを許可するに否らざることは、敢て問ふを要せず、正理と見れば、何處までも争はざるべからずとの意見を有するに聞けり、これ新聞又は演說會などの言論としては、或は可ならんも、苟くも市會議員としては、甚だ無責任なる書

生論と云ふべきなり

(五) 監督官廳は、假りにこれを許可するごするも、必迫したる今日の經濟界に於て、而かも利益の望みなき事業に對し、容易く募債に應ずる資本家あるべきか、余は非常の高利にあらざれば、恐らくこれに投資するものなかるべきを信ず、大阪府下の諸銀行が、多く非市有論に賛成しつゝある事實は、此間の消息を説明して、余りあるに非ずや

(六) 以上の難問は、盡く杞憂に過ずとするも、官業を以て私立の二會社と、大競争を生ずる場合ありと假定すれば、市は二會社をして、復た起つ能はざらしむるに至る

まで、強硬の態度を以て、競争を持続せざるべからず、此間の損害に對しては、市税を増加するの外に、損金を填補する策なかるべし、かくの如き場合に至らば、市有論者は果して如何處置せんと欲するか

(七) 結論、以上論ずる如く、市有論は、現今大阪市の財政と事業そのものゝ關係より觀察するも、到底これを実行する能はず、幸に實行することを得るとするも、收利の見込甚だ覺束なし、然るに法律を度外に置き、事業の成功を必せずして、徒らに大言壯語、快を一時に執らんとする、煽動的言論にかぶれ、充分の審査をも爲さず、空論に賛同して、識者の嗤笑を招かんとするが如きは、純良

なる市民諸君の爲め、余は深くこれを悲しまざるを得ざるなり、尙且つ、最も注意すべきは、市會に於て、市營案が無事に通過するとして、借監督官廳が、既に一會社に許可したるに抱はらず、市の出願に對し、競争的にこれが起業を許可すべきや、否やの問題なり、前にも云ひし如く、火と、水と、交通機關、則ち水道、電燈、瓦斯、鐵道、等を獨占事業と爲す理由は、事業そのものが、獨占性質を有し、自然これを經營するもの、專業に歸するを以てなり、されば會社にてこれを經營する時は、會社の獨占となり、又都市に於てこれを營む時は、都市の獨占となるものにして、始めより都市の外、經營すべからざる法定、又

は、先天的獨占事業には、あらざるなり、故に市が自營せんとする時は、官廳は既に會社に許可したる指令を取消して、市にこれを獨占せしめざるべからずとの道理あることなし、されば、兩立すべからざる場合には、既得の權利ある會社をして、これを經營せしむること、當然の順序なれば、假令市がその起業を出願するも、官廳は恐らくこれを許可せざるべし、然らば二者共に許可すべきか、市の財政上これを許可すべからざる、充分の理由あるを、奈んせん、これ余が市有論は到底實行すべからざる空論なりと斷言する所以なり

第三 善後策如何

(一)市に於て、是非瓦斯事業を、經營せんとすれば、會社に交渉して、これを買収せざるべからず

(二)買収の交渉困難なりとせば、市は協商の上、會社の堪ゆる限度に於て、相當の報償を得、又鉄管に對する別特稅、付加稅等に満足せざるべからず

(三)以上二者とも、交渉纏まらざる場合には、相當の仲裁者を双方より撰定して、これが裁斷に委任すること

(一)余は第一第二に於て、法律上、及財政上、市有派の主張は到底實行すべからざる、空論なることを論証したりと信ず、然れども市をして、他日進退維谷まるの苦境に

まで、陥らしめ、その面目を汚損せしむるは、實に忍びざる處なれば、市の財政補助の爲め、是非とも市にてこれを經營せんとすれば、會社に交渉して、これを買収するを得策とす

(二)買収不可なりとせば、會社の堪へ得る、程度に於て、譲せざるべからず、市長が會社に對し、要求せんとする所謂報償條件なるものは左の如し

(一)會社が個人の瓦斯使用料金を定むるに際しては、必らず市の承認を経べきこと

(二)公共用の瓦斯使用料は相當の割引價格或は實費を以てすること

(三) 特定の年限後には約定方法を定て事業を市に移すこと

(四) 市が會社に對して瓦斯管其他の租税を課せざる代り會社は事業の損益如何に拘はらず單に道路を使用しつゝあるの事實に對し事業より生ずる總收入の幾分を市に納付すること

(五) 獨占事業として獲收する利益に對し會社の純益中より一定の利益配當を株主に爲したる殘餘の幾分をも市に納付すること

右の第二の條件は、無論會社に於ても、甘諾すべく、第三の條件中、特定の年限に關し市長の主張なりと云ふ、二

十年は、會社の存立期間九十年に比して、余りに苛酷なれば、これを相當の年限に定め、年限後は時價を評定して事業を市に移すことと定め、第四條件に代ゆるに、會社の利益増進の率に應じ、特別税を課することとし、普通の附加税等を課するは勿論の事、第一第五の條件はこれを取消すこととし、互に讓歩して、圓滑なる終局を告ぐべきを至當と信ず

(三) 若し右の交渉互ひに不折合なる時は、名譽あり、見識ある紳士に仲裁せしむるを、穩當と思考す
元來市長の報償説なるものは、歐米の都市に於て、市が全然事業許否の權能を有するか、或は會社設立の際、道

路使用の要求に對し、市が死活を把持するの結果、會社は止むを得ず過大の報償條件に應じ、これが起業を爲したる例に倣ひたるものにして、全く道路の制、及行政上の手續を異にする、我國に於て、これを權利として要求せんとするは、甚だ不當也、又東京街鐵に於て、東京市が會社利益の幾分を、報償として徴收するに至りたるは、相當の事由あることなり、元來東京には二つの私立會社に於て、起業を企畫し、これに對し、市有論ありて、三箇の起業者、同時に競ひ起ち、頗る紛擾を極めたる末、一の私立會社へこれを許可するの協商調ひたれば、會社は起業の願書に、市と交渉済の報償條件を記入し、出願

認可を得たる次第にて、此報償は、權利上の要求にあらずして、合意に成立したるものなり、されば東京街鐵の例を執て、既に五ヶ年以前の設立に係る、大阪瓦斯會社に適用せんとするは、不穩當にして、會社のこれに應ずること能はざるは、至當なり、併しながら、會社も市より性悪き姑の如く、道路使用その他に就ても、一々小言の絶間なき、取扱ひを受けては、營業上不便尠なからざるべければ、堪へ得る丈けは、市に満足を與へて、速かに此紛擾を、終局せしむるは、双方の利益なりと確信す

第四 此問題に付き、一種の論者は外人株主のことに付、攻撃する由なけど、かゝる攘夷的思想に對しれば、論

駁するも余りに馬鹿々々しき業なれば、只これを一笑に付し去らんとす

第五 又鶴原市長は、若し報償、市有、共に失敗せば、路傍演説を爲し、その他あらゆる手段を取り、市民をして、一人も瓦斯を使用せしめず、會社をして自滅せしめずんば止まず杯、高言せられしと、傳説すれど、余はこれを信ずるを欲せず、何となれば、斯の如きは宛然たる壯士の口吻にして、假令一時の諧謔にもせよ、鶴原氏の人格を奈落のドン底にまで、墮落せしむるものなればなり、且夫れ廉價にして便利なるものが、他の高價にして不便なるものに、勝つは、經濟上の通則なり、由來利に敏き、大

阪市民が、經濟上の原則に背き、廉價、便利なる、瓦斯の使用を拒み得べしとは、信ずる能はず、必竟かゝる言動は、會社に對する恐喝に過ぎずして、識者の共に論ずを耻づる處とす

第六 余は、余の主張と同意見を有する、各新聞紙の所論を左に採萃して、参考に資せんとす
大阪毎日新聞は、非報償、非市有の主義を採り初めより最もこれを詳論せり、今其一二を採抄す

▲道路制と地方官の職權

我國の制度に於て道路は官有制なり、故に道路に關する處分權は官廳に屬す、而かも彼の内務省訓令により

て市町村道路等の処分は事務上便宜のためこれを知事に委任したり而して知事は更に市町村に訓令して其処分を委任したれどもその処分は一々知事の許可を受けざるべからず所謂制限付委任なりこの訓令の主旨たるや事務上便宜のためになしたるものにして道路構ひ込又道路に事業を施す場合に於て道路通行制限の如き警察處分に屬するものは該委任中に含まれず畢竟繁雜なる零碎の事務を下級行政廳に委任したるに止まる是に於て上級行政廳自から処分する場合には該訓令は効力を有せずこれ内務大臣が軌道事業を免許したる場合に於て起業者は國縣道に對し

ても里道に對しても内務大臣の免許命令書によりて其使用權を得ると同じ然れども誤解するなかれ吾輩が軌道條例による内務大臣免許の場合と瓦斯問題における知事認可の場合を混同すとこれは單に物の例なり瓦斯事業に至つて特別法なきが故に一般道路處分の法令を適用せざるべからず即ち知る大阪府知事は我國の道路制により而してこの道路制を基礎とせる内務省訓令により其職權を以て大阪瓦斯會社に道路使用の認可處分をなしたるものなり又全新聞は法律を無視する自治民ありやと題し法治國における自治の民は道理を信じ法律を遵守す

べきこと勿論なり、利益はこの範圍に於て取得せざるべからず、如何に利益なればとて道理に戻り法律を無視して顧みざるものあれば非常なる心得違にして吾輩は先づ彼等に向て教うるの義務あるを信ず大阪市長の瓦斯會社に對する報償説は法律をも上級監督權をも無視するものにしてその要求は法律又は許可の手續を改正したる上今後起らんとするものに對し初めて望むべく、既設會社に對しては全く不可行なり、而かも尙これを強行せんとす、吾輩は一種の強迫的動作に陥るなきやを憂ふ、加之その要求は最後に於て甚しき不名譽と失敗を以て終らんは今日より業に

既に明白なりとす、大阪市民は斯の如き没理不名譽を犯して尙利益に渴仰しつゝありや、否健全なる市民は通理を信じ法律を遵守し、正當に享有する權利によりて圓滿なる利益を取得する方法を講究しつゝあるを信ず

然るを何者の奸計ぞ、暴虎憑河的の言説をなしてこれに雷同するものを呼ぶに正義派など、稱し、極めて俗耳に入り易き放漫の言をなして市民を煽動し、蠱惑す其心事の陋劣寧ろ憐むに堪へたり、健全なる自治の民は決して彼の如き輕佻没理の言を信ずるものにあらず

●大阪朝報は瓦斯問題の解決と題し
 瓦斯問題の忽然として噴出したるより已に日を経る
 こと五十餘日報償非報償、市有非市有の説紛々擾々未
 だ何等の歸着を見ず市民は徒らに喧囂空噪して其後
 々に従ふのみ憶亦何等の狂態ぞや而して市民をして
 斯の如き狂態を演じて恬然憚かるなきに至らしめた
 るもの夫れ果して何人の罪乎

我同業大阪朝日の主張に曰く道路の處分權は市にあ
 り大阪瓦斯會社が之を使用する以上は報償を市に提
 出するは當然なりと又曰會社若し市の要求を容れず
 んば市は斷然市營の方針を取るべしと其他財政の點

より將た社會主義の點より報償市營二者何れか其一
 を擇ぶべきことを極論せり而して今日に至ては既に
 舊説を操返すに過ぎずして議論は稍枝葉に涉り文字
 は毎に罵詈中傷を極め讀む者をして忽ち掩鼻の感を
 起さしむるに至れり

夫れ人各々主張あり自己に反對する者を以て直ちに
 私慾横暴の者となすが如きは實に一笑に附すべき狂
 説なりと雖此狂説が堂々たる朝日の紙上に掲載せら
 るゝに迨では吾人は只呆然として自失せざるを得ざ
 る也夫議論を戦はして以て正理の制裁を仰ぐば新聞
 記者たるものゝ社會に對して謹守すべき道德ならず

や然るを自己の説を以て正義となし反對者の説を呼ぶに悪徳の名を以てするが如きは實に道德の何者たるかを解せざる蒙昧野蠻の匹儔にして若し果して斯る論説が世人を瞞着するに足るものとせば王倫泰槍の如き賊徒は悉く墓場より出て來りて新聞社の創立に従事するならん

市有非市有報償非報償共に慎重なる研究を要すべき問題なり然るを大阪朝日は市民に對して十分の研究をなすことを注告せず却て一氣呵成以て之が實行を成さんとす而して吾人竊かに夫の喧噪せる徒を見るに未だ曾て審査精覈をなすことをなさず他の煽動に

因り脅迫に遇ひ俄かに陳情書なるものを作成して之を市廳に呈出す而して其陳情書なるものを見るに千篇一律其理由の如きは全然欠乏せるものと曰て可なるべく吾人は之を讀むに至て彼れ陳情者の理想の程度を聯想して終に眩然として落涙するに至れり云々

●東京日々は外字新聞が市長の亂暴なる態度より推論して日本において國家より得たる權利は自治体に對して薄弱なり故に之を行使せんとする時は常に自治機關の迫害を受くるの恐れありと言へるに對し

國家の權能は主自獨立にして市町村の之を干犯するを許さず且地方人民其多數を待みて暴横の舉をなすことあるも自ら國家監督權の代用に依りて之を排除するを得べく民間と自治体とをして無益

の混亂に陥らしめざるは實に我法治制度の精神に反する所なり(中略)外字新聞が此誤解をなすは蓋し大阪市長が瓦斯會社に對し威壓的政略を取りたるを見て日本の事概ね此類なりとなし云々

と記し尙進んで市長の態度を論じて曰く

今日大阪瓦斯會社の世論を動かす所以のもの蓋し二あり其の一は市は府知事命令第一條末文工事に就ては市と協議すべしとあるに由りて會社に向て報償を求め報償の名目を以て會社の免許條件を變更せんとするもの其の二は市自ら瓦斯事業を營むの經畫を定め之に由りて大阪瓦斯會社の事業を排除せんとするもの是れなり然りと雖も是れ共に無意味の極なり大阪瓦斯會社は明治二十九年を以て大阪市中に瓦斯管を敷設し瓦斯橋を架するの特權を享有したり只々設計案を具して府知事の許可を乞ふに當りて一應市と協議するの規定あるも市の同意なければ出願する能はざるにあらず

して不同意なる場合にありても猶ほ出願して知事の許可を求むるを得べきや論を待たず從て此の協議に附會して報償を求むる既に濫かなりとせず名を報償に托して會社の特權を變更せんとするに至りては誰か之を越權とせざるものあらんや又大阪市自ら瓦斯事業を營まんとするは必ずしも不可なりとせざるも會社が瓦斯事業上に特占權を有せざると同じく市も亦此の事業を特占する能はざるが故に兩々相競争するに至らば自然の趨勢上損失を招くと大なるべきは言を待たず特に大阪市の財政困難を訴ふるや久しきに當りて今乃ち一時の感情に驅られて之が爲に巨額の市債を起さんとす監督官廳は此の如き起債を許可せざるや論なく其の事業經畫をすら又之を許可せざるや明けし大阪市民及び其の自治機關果して自ら瓦斯事業を經營して既設會社と競争するに意あらば宜しく速に案を具して出願の手續を爲し及び市債募集の手續を履むべきなり然るに現に彼等自ら危む所あり徒に其の聲を大にするも其の實

猶運々として進まざるにあらずや

といひ最後に一大鐵槌を下して

自治体の方以て國家の權能政府の政策を左右するの慮なく却て横逸跳梁するもの先づ自ら究するを免れざるべし

といへり

●時事新報は仲裁説を試むべきことを勸告し市に於ても其特許に對し今日に至る迄異議を挾まず恰も之を傍觀したるは共に怠慢の責を免るべからずとて最初かゝる會社の特許に對し府知事市長等が平然看過したるの落度を糺し又會社に對しては「會社の事業は市内に於て經營するものなれば市との折合を缺て常

に相反目する時は工事の進行は勿論その營業にも容易ならざる困難を感じて無用の處に金を費しながら其効果案外に妙ならざるの不利益を免るべからずと注意し一体において法律論を避け單に徳義的に市長瓦斯會社長が交譲妥協して市民の利益を計ることに勗めては如何と論結せり

●十月一日の七ばけ新聞は表紙に市長の大法螺貝を吹立て居る圖を掲げ瓦斯市營反對演説と題して左の如く論ぜり

大阪市は會社より市税を徵收するに瓦斯の製造高によるなり鐵管の長さによるなり其他の日安を以てな

り税金を取るべし其税率も年々會社の繁昌の度により高めるも差支なし是は電燈會社の市税も初めは電柱一本卅錢なりしも段々上げて今は一本二圓五拾錢となれり其他市道路へ鐵管を入れるに付ては其使用料をも徴收すべし左れば市は瓦斯會社より年々一と廉の收入ある割合なり誠に市長か我國に例のなき法律規則にもよらず報償とか云ふ問題を説て二重にも三重にも過重の税金を取立て瓦斯の直段は何程より高くせむとか何年後には瓦斯會社を無代にて取り上るとか不道理千萬の申條にて會社を倒さんとせり會社を倒して市が自ら瓦斯を賣て市の徴入を増さんと

する計畫も立てたりと瓦斯會社がなかりしときは市長の意見によりて市が瓦斯の營業をなすも善かるべしと雖も殊更ら會社を打倒さんとする不都合千萬ならずや市と會社と競争せば市も四百萬圓の資本入用なるべく此四百萬圓を公債にて募集せば築港公債の例により年六朱として百圓のものは八十五圓の割合となり開業の初め三ヶ年間は利益を見ることは六ヶ敷左れば市は先づ第一に公債の差金總高六十萬圓と一年四百萬圓の利子廿四萬圓づゝ三ヶ年七拾二萬此二口百卅二萬の負擔を來すべし三年後は東京横濱の例に依り一割半の配當あるものと見定め是も市と會

社と競争するにより差當り半々の利益即七朱五厘の配當はあるべく然る處市は四百萬の六朱の利子と七朱五厘の配當と差引僅に一朱半の利益より外得る處なし此一朱半の年分六萬圓に相當するを以て此六萬を以て最初の負擔高百卅二萬圓埋め合はさんとするは廿二年かゝる計算なり然らば大阪市は四百萬圓の公債を起し二十年間配當と申す如き馬鹿げたる有様を見るべく我輩は元とより瓦斯會社の爲めに市の瓦斯營業に反對する次第でなければとも右の如き物好き千萬なる營業を開き築港水道博覽會等にて餘程の借金をなし年々の費用も中々大懸りの大阪市に四百萬

圓からの新借金をなさんとする如き無鐵砲なる事業に賛成して大阪市を奈落に引入るゝことは斷然反對せざるを得ず又今の處にては市民の或る部分は道理の判斷もなく闇雲市長を賛成し居るも市の瓦斯營業は右の如き計算にて思敷結果を得ざるときは市長は責を引て辭職するべく辭職したる市長に對し市は損害の賠償もなるまじく闇雲市長に賛成したる大阪市民は何と大阪市に言分けがある又現市長は時々意の如くならざることあれば辭職すると口癖の如く云へり萬一瓦斯營業の開始までに他の事情にて市長が辭職せば市長に雷同したる連中は市長の無責任無謀の

後と釜を引受くるの覺悟ありや、此邊は算盤高きを以て自負する大阪人は、火事場騒ぎを遣らす大阪市百年の爲め、瓦斯會社より徴收し得べき税金は充分に之を徴收し、市財政の危険を防ご。そ。目。下。の。急。務。な。ら。ず。や。

(此稿明治三十五年九月三十日終)

8/36

明治三十五年十月三日印刷

明治三十五年十月七日發行

大阪市北區曾根崎中壹丁目
千〇六拾六番邸

著作兼發行者

善 積 順 藏

(電話東貳六六四)

大阪市南區鰻谷東之町
百七十五番邸

印刷者 前 田 菊 松

右同所

印刷所 周擴合資會社支店

83
148

賣

大阪市備後町四丁目

岡嶋新聞舖

大阪市西區京町堀二丁目

太華堂

大阪市東區心齋橋筋淡路町

中村庄兵衛

大阪市南區千日前

飯田繪双紙店

大阪市東區松屋町筋博物場裏門北

家村文翫堂

大阪市北區天神表門前

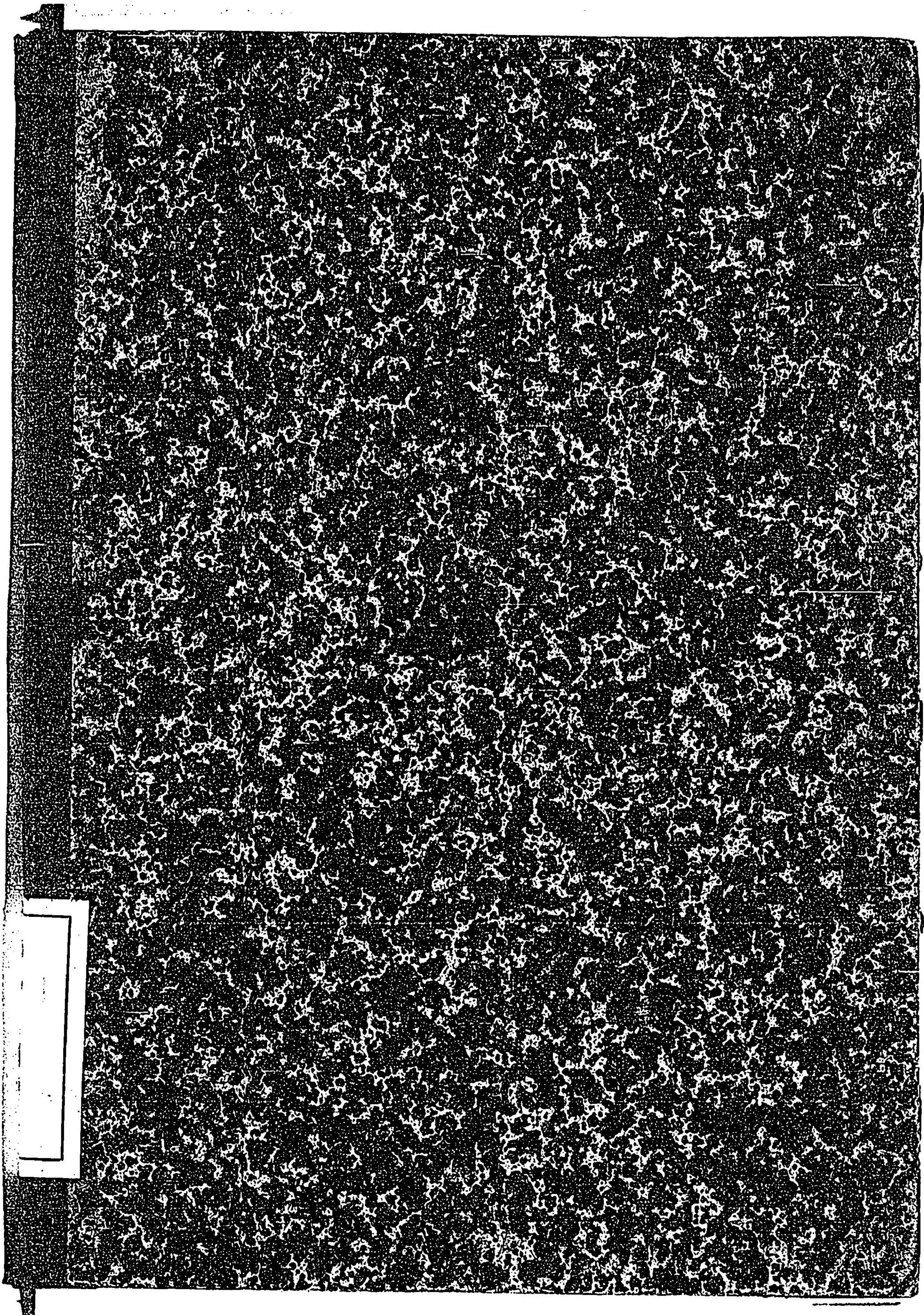
稻井書店

捌

所

83
178

818



大阪瓦斯論
全

067474-000-6

83-178

大阪瓦斯論

善積 順藏/著

M35.10

CDI-0027

